

平成17年11月22日

記者発表資料

今後のあり方を踏まえた県主導第三セクターの見直しについて

～ 県主導第三セクターの半減を目指し、今後3年間で抜本的な改革に取り組む期間とする ～

神奈川県では、行政システム改革の一環として、県主導第三セクターについて法人運営の健全化・効率化に向けた取組みを進めてきたところであり、その結果、法人数はピーク時の平成5年度の45法人から、現在34法人となっております。

しかしながら、一層の行政システム改革の取組みが求められる中、指定管理者制度の導入や、更には今後予定されている公益法人制度改革など、第三セクターを取り巻く状況は大きく変化しております。

こうした環境変化等を踏まえ、更なる行政システム改革の一環として、全ての県主導第三セクターを、①必要性、②自立度の2つの視点から検証して法人ごとに今後のあり方を明らかにし、今後3年間で抜本的な改革に取り組む期間として、次のとおり見直しを進めることといたしましたのでお知らせいたします。

* 県主導第三セクターの今後のあり方の検討について(資料1参照)

1 「行政システム改革の中期方針」の目標の超過達成を図る(△7法人を△10法人)(資料2参照)

平成16年3月に策定した行政システム改革の中期方針においては、平成18年度を目途に、統廃合、県関与の撤退・自立化の達成により、県主導第三セクターを平成15年度当初比で2割(7法人)削減することを目標としておりますが、目標の超過達成(10法人)を図ることとします。

2 今後3年間で県主導第三セクターの半減、又は見直しの道筋をつけることを目指す(資料3参照)

今後3年間の抜本的な改革に取り組む期間で、県主導第三セクターを平成15年度当初比で半減、又はその見直しの道筋をつけることを目指します。見直しの道筋をつけるものについても、平成22年度末までには確実に見直しを行います。

今後の見直しに向けた取組みを着実に進めるため、「第三セクター指導調整指針」を改正するとともに、取組みの進行管理等のため「第三セクター改革推進委員会」(仮称)を、来年4月に設置することとします。

なお、引き続き県主導第三セクターとして存続する法人についても、県施策と連携した効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組めます。

3 住宅供給公社については、現在の特殊法人としての形態を改め民営化する。

「神奈川県住宅供給公社の今後の取組みに向けた意見」(行政システム改革推進協議会地方公社等専門部会)(資料4参照)を踏まえ、早期の民営化を目指します。このため、今後3年間に、民営化に向けた具体的な取組みを集中的に進めることとします。早期の民営化が困難な場合にあつては、遅くとも平成29年度までの民営化を目指します。

(問い合わせ先)

総務部行政システム改革推進課 担当：山崎、木口

電話 (045)210-2202 F A X (045)210-8804 メールアドレス gyou@pref.kanagawa.jp

ハローファックスボックス番号

2 2 0 6 5

ホームページアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/press/0511/22065/index.htm>

県主導第三セクターの今後のあり方の検討について

【基本的考え方】 ～ 民間にできることは民間に ～

全ての県主導第三セクターを、①必要性、②自立度の2つの視点から検証し、その結果を踏まえた基本的な分類に基づき、今後のあり方について検討を行う。

1 背景

スリムで効率的な行政運営を目指す中、これまで県や第三セクターが担ってきた業務についても、「民間にできることは民間に」という視点で、改めてその扱いをどうすべきか検証が必要となっている。また、公益法人制度改革や指定管理者制度の導入など、県や第三セクターを取り巻く状況は大きく変化している。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、改めて今後の法人のあり方について検討を行う必要がある。

2 県主導第三セクターの検証

(1) 必要性(県施策を推進する上で第三セクターの役割が必要で、かつ民間法人等での代替は困難)

法人の主な事業について、次の3つの条件の充足状況を踏まえ判断する。

- ① 公益性が高い。
- ② 県行政との密接関連性が高い。
- ③ 民間代替性が低い(法等の規制、市場の形成状況、NPO等の活動状況等を勘案し判定)。

(2) 自立度(県からの支援に頼らず法人運営が行われている)

法人への県からの支援等の状況を踏まえ総合的に判断する。

3 今後のあり方の基本的分類

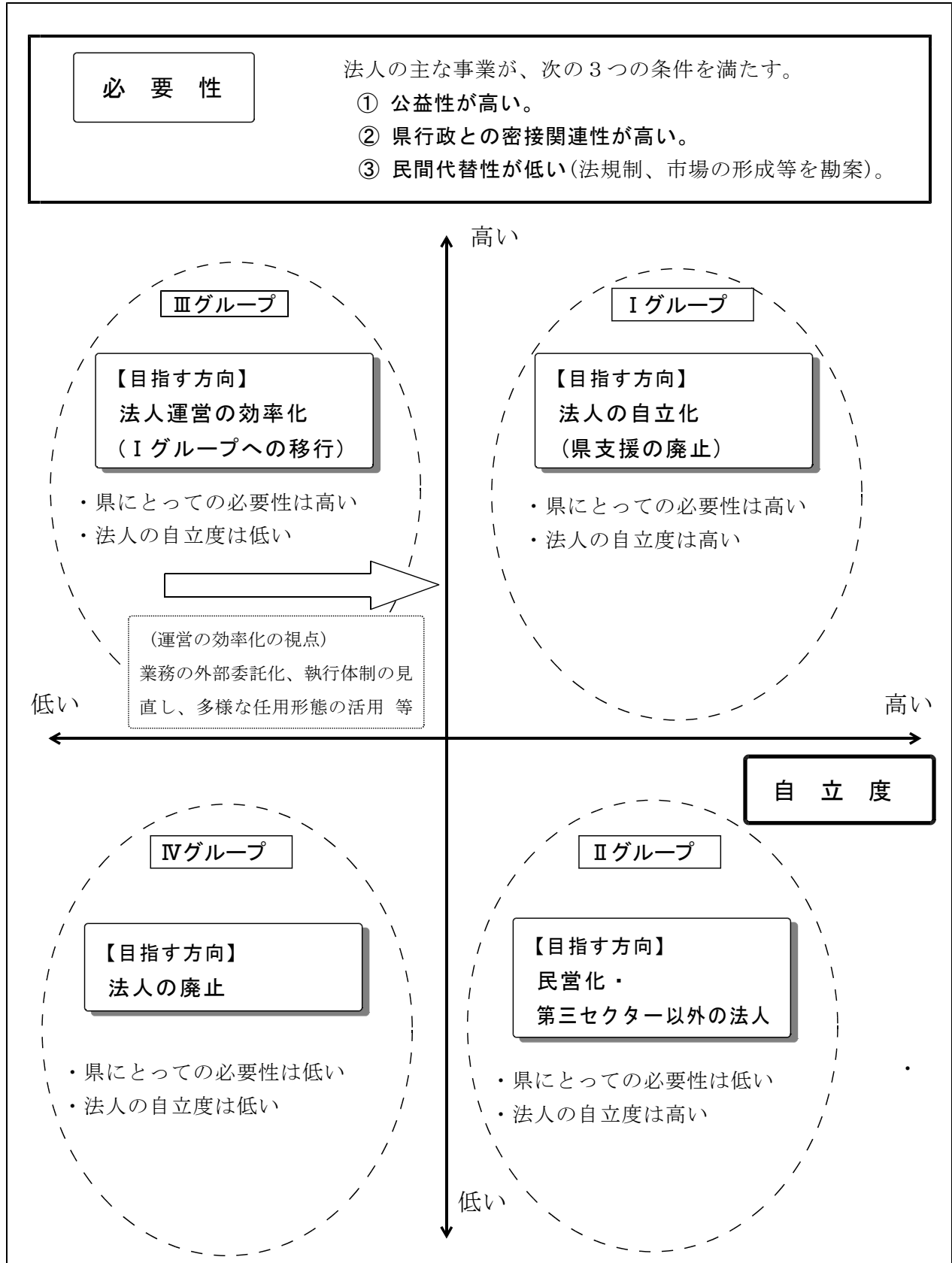
| | | 自 立 度 | |
|-----|---------|----------|-----------------|
| | | (低 い) | (高 い) |
| 必要性 | (高 い) ▲ | 法人運営の効率化 | 法人の自立化(県支援の廃止) |
| | (低 い) ▼ | 法人の廃止 | 民営化・第三セクター以外の法人 |

* 県主導第三セクター：県が出資等している第三セクターで、出資等比率が25%以上で、かつ県の出資等比率が最も大きい法人など、県が主体的に指導する必要があると認められる法人。平成17年11月現在で34法人(平成15年度当初現在で35法人)

* 法人の自立化：県から財政的支援(補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給)、人的支援(県職員の派遣)、その他の支援(債務保証等)を受けることなく事業を展開することが可能となり、県から自立した法人となること。

県主導第三セクターのあり方の検討の基本的考え方

○ 「民間にできることは民間に」という視点から必要性について検証する。



「行政システム改革の中期方針」の目標達成に向けた取組み
 ～ 目標の超過達成を図る ～

○ 行政システム改革の中期方針(目標年度 平成18年度)

<目 標>

県主導の第三セクターの統廃合、県関与の撤退・自立化の達成 2割(15年度当初比)

*** 15年度当初の法人数：35法人 2割削減→△7法人**

| 法人名 | 今後のあり方 | 摘 要 |
|-----------------------------------|---------------|---------------------------------------|
| (財)神奈川科学技術アカデミー (財)神奈川高度技術支援財団 | 統 合 | (平成16年度末実施済) |
| 三崎マリン(株) | 自立化 (H17年度末) | |
| (財)あしがら勤労者いこいの村 | 自立化 (H17年度末) | |
| (財)神奈川県公園協会 | 自立化 (H17年度末) | |
| 神奈川県土地開発公社 | 解 散 (H18年度早期) | |
| (財)国際生態学センター (財)地球環境戦略研究機関 | 統 合 (H18年度末) | H18年度末の統合に向けて検討を進める。 |
| (財)かながわ学術研究交流財団 (財)神奈川県国際交流協会 | 統 合 (H18年度末) | H18年度末の統合に向けて検討を進める。 |
| (株)ケイエスピー | 自立化 (H18年度末) | 引き続き経営体質の強化など、安定的な経営の確立に努め、自立化の達成を図る。 |
| (職)神奈川能力開発センター | 自立化 (H18年度末) | 引き続き安定的な事業運営を維持し、自立化の達成を図る。 |
| (財)神奈川県都市整備技術センター | 自立化 (H18年度末) | |

平成18年度末法人数 25法人(△10法人)

今後のあり方を踏まえた県主導第三セクターの見直し
 ～ 県主導第三セクターの半減の目指し、今後3年間で抜本的な改革に取り組む期間とする ～

1 今後3年間で見直し、又は見直しの道筋をつけることを目指す法人

| 法人名 | 今後のあり方 | 摘要 |
|--|----------------------------------|---|
| (財)神奈川県厚生福利振興会 | 自立化 (H19年度末) | 補助金等を廃止し、自立化を目指す。 |
| (社)かながわ森林づくり公社 (社)神奈川県農業公社 (財)神奈川県栽培漁業協会 | 統合等1法人化 (H22年度末) | 第一次産業の振興に向けて発展的に改組し、統合を含めた1法人化を目指す。 |
| (福)神奈川県社会福祉事業団 | 第三セクターを離れた 社会福祉法人 (H20年度末) | 継続可能で安定した法人経営を確立し、第三セクターを離れた社会福祉法人への移行を目指す。 |
| (株)湘南なきざパーク | 自立化 (H20年度末) | 更なる経営改善に努め、自立化の達成を図る。 |
| (財)神奈川県企業庁サービス協会 | 自立化 (H20年度末) | 経営の安定化を確保し、自立化の達成を図る。 |
| (財)神奈川県教育福祉振興会 | 自立化 (H20年度末) | 市町村立学校教職員の給与負担制度の見直しの動向に合わせ、自立化の達成を図る。 |
| (財)神奈川県ふれあい教育振興協会 | 第三セクター以外の法人 (H22年度末) | 5年間の指定管理期間の終了後、第三セクター以外の法人への移行を目指す。 |
| (財)かながわ考古学財団 | 第三セクター以外の法人 (H22年度末) | 新たな発掘調査体制の整備を図り、第三セクター以外の法人への移行を目指す。 |

2 その他、今後、見直しを進める法人

| 法人名 | 今後のあり方 |
|-----------------------|---|
| 神奈川県住宅供給公社 | 「神奈川県住宅供給公社の今後の取組みに向けた意見」(行政システム改革推進協議会地方公社等専門部会)を踏まえ、早期の民営化を目指す。このため、今後3年間に、民営化に向けた具体的な取組みを集中的に進める。早期の民営化が困難な場合によっては、遅くとも平成29年度までの民営化を目指す。 |
| (株)湘南国際村協会 | 早期の自立化に向けて、更なる経営改善に取り組む。 |
| (福)神奈川県総合リハビリテーション事業団 | 第三セクターを離れた社会福祉法人への移行を目指す。 |

3 効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む法人

| 法人名 | 摘要 |
|-------------------|--|
| (財)神奈川科学技術アカデミー | 科学技術を活かした地域の活性化を実現する総合的な産学連携機関 |
| (財)神奈川文学振興会 | 文学関係者の幅広いネットワークをもとに本県にゆかりのある貴重な文学資料を収集し、保存、公開等を行う県内唯一の法人 |
| (財)神奈川芸術文化財団 | 質の高い芸術文化に親しむ機会を県民へ提供し、本県における文化芸術振興を推進する上で中核となる法人 |
| (財)かながわ海岸美化財団 | 市町と共同し、海岸美化に関する様々な施策を総合的に推進する法人 |
| (財)かながわトラストみどり財団 | 「かながわナショナル・トラスト運動」の推進の中核となる法人 |
| (財)かながわ健康財団 | がん対策、腎・アイバンク事業など県民の健康と福祉を増進するための施策を総合的に推進する法人 |
| (財)神奈川中小企業センター | 新事業創出、中小企業の経営革新、経営安定などに取り組む総合的・中核的な中小企業支援機関 |
| 神奈川県道路公社 | 本県の道路交通政策推進の一翼を担い、安全で快適な道路交通の確保に寄与する法人 |
| (財)神奈川県下水道公社 | 市町と共同し、流域下水道及び流域関連公共下水道の管理運営業務を実施する法人 |
| (財)神奈川県暴力追放推進センター | 県域における暴力団追放のための運動の推進・支援を行う上で中核となる法人 |

神奈川県住宅供給公社の今後の取組みに向けた意見

神奈川県行政システム改革推進協議会地方公社等専門部会

当専門部会は、神奈川県住宅供給公社（以下、「公社」という。）の今後の取組みについて、平成14年12月の住宅供給公社のあり方懇話会（以下、「懇話会」という。）の提言及び平成17年3月の住宅供給公社の経営研究会（以下、「研究会」という。）の報告を踏まえつつ、行政システム改革を推進するという視点から改めて検討を行い、次のとおり「今後早期の民営化をめざすべき」との意見を取りまとめた。

- 1 公社は、平成14年12月の懇話会の提言を踏まえ作成した「新・経営改善計画（平成14～18年度）」に基づき、県の所管部局と力を合わせ、法人運営の効率化に真摯に取り組んできた。職員数及び人件費を5割削減し、10億円以上の単年度経常利益を確保するなど大きな成果を挙げ、平成18年度までに借入金残高を1,600億円以下とするという目標についても達成がほぼ確実な見通しとなっている。
- 2 しかし、住宅をめぐる需給状況が安定し、国の住宅政策が量の確保から質の確保へと転換される中で、懇話会における基本認識のとおり、本県の住宅施策における公社の必要性は薄らいでおり、公社の事業・資産を民間の所有に移行するといった民営化を目指すべきであると考えます。
公社の民営化は、「民間にできるものは民間に」という時代の要請にもかなっており、納税という視点からも県財政に資するものと考えます。
- 3 公社の民営化の取組みに当たっては、本県の住宅施策における公社の役割は終了したという基本認識を出発点とすべきであり、そのためにまず、この基本認識を今後の県の住宅関連施策に明確に反映させるべきであると考えます。
- 4 平成17年3月に研究会からは、「長期的な取組みとしては、部分的また段階的に民間の所有に移行することも検討すべきだが、当面は運営改善として、経営ノウハウ・業務執行体制・事業資金の調達の見点から民営化に取り組むべき」と報告されているが、国の構造改革の動向や、最近の不動産市況などを踏まえ、公社の民営化について取組みを速める必要があると考えます。
- 5 民営化について、具体には次に挙げる取組みが考えられる。
 - (1) 一括譲渡
公正な競争原理に基づく手続きにより、公社の事業・資産を一括譲渡する。
ただし、家賃の激変緩和と公社職員の雇用について一定の配慮を条件とする。
なお、譲渡する相手方の決定に当たり、必要があれば事業や資産を性質や地域により分割して同時期に譲渡を行うことも検討する。
 - (2) 分割譲渡
一括譲渡が困難な場合には、借入金の償還状況等を踏まえ、時期を違えて事業や資産を計画的に譲渡する。

(3) 時期を定めた民営化

(1)、(2)ともに困難な場合には、民営化の時期を明確に定め、それまでの間、行程表に基づき更なる経営のスリム化・効率化の取組みを推し進め、借入金を削減し、最終的な民営化を目指す。

なお、その際には次の事項に留意する必要がある。

- ① 一般賃貸住宅の建替えについては、具体的に個々の容積率等を勘案し、採算性が見込める事業に限り実施を検討する。検討の結果、建替えを行う場合には、民間の資金・ノウハウ等を積極的に活用し、県による新たな損失補償は行わない。また、こうした建替えにより生じた余剰資産は譲渡等を行い、借入金の削減を図る。
- ② 一般賃貸住宅の管理方法等を見直し、入居者をはじめとする関係者の理解を得ながら、賃借料等の収入の増や、管理費・修繕費・移転補償費といった経費の節減など採算性の向上に向けた取組みを一段と進める。
- ③ 公社が出資又は出捐している関連法人への随意契約による委託方法を見直すとともに、公正な競争原理に基づき業務の外部委託化を徹底的に推し進めるなど、一層の経費削減・効率的な業務推進を図る。
- ④ 公社が出資又は出捐している関連法人については、公社本体に比べ経営改革の取組みが進んでおらず、現在の社会経済情勢を踏まえてこうした関連法人の存続の必要性そのものを検証する必要がある、安易な公社との統合は行うべきではない。

各法人については、公社が置かれている厳しい状況を重く受け止め、徹底した経営改革の取組みを行い、株式会社化も含めて公社から自立した法人となることや、廃止も含めた抜本的な見直しに取り組むべきである。

特に、公社と(社)土地建物保全協会の統合については、こうした状況から原則として行わないこととし、統合が公社の事業展開に必要な場合に限り、必要な部門を精査し、限定した上で検討するという極めて限定的な扱いとするべきである。

6 上記5の(1)及び(2)の事業や資産の譲渡については、譲渡見込額に応じその実施時期を見極める必要があるが、借入金的大幅な削減が見込める場合には、課題への適切な対応を速やかに図り、譲渡による早期民営化を目指すことが必要である。

また、「(3)時期を定めた民営化」における目標については、借上特定優良賃貸住宅の現契約の終了後の平成29年度を一つの目安とするが、借入金の償還状況等を踏まえ、できるだけ早期に実現することが望ましい。

7 なお、今後公社の民営化の取組みを具体的かつ着実に進めていくため、専門家からアドバイスを受けることについても検討する必要があると考える。

8 今後、上記の取組みを進めていくのに当たっては、「県民の負担を最小限とする」ことを目指し、民間の資金・ノウハウ等も活用しながら、民営化に向けた選択肢の一つ一つについて、しっかりと実現可能性や効果を検証し、慎重に判断しながら取組みを進めていくことを求める。